○公立岩瀬病院企業団元請・下請関係適正化指導要綱

令和８年９月１０日告示第４号

第１条　公立岩瀬病院企業団元請・下請関係適正化指導要綱は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱（昭和５７年４月福島県要綱。以下「県要綱」という。）を準用する。この場合において、県要綱中、「福島県」とあるのは「公立岩瀬病院企業団」に、「県」とあるのは「企業団」に、「公所の長」及び「所長等」とあるのは「企業長」に、「入札監理課長」とあるのは「事務長」に、「関係機関長の長」は「関係課等の長」にそれぞれ読み替えるものとする。

２　前項の規定にかかわらず県要綱第１５の３及び４の規定は準用しない。

附　則

１　この要綱は、令和８年９月１０日から施行する。

２　この要綱の施行の日前に契約締結した工事については、なお従前の例による。